

株 主 各 位

東京都板橋区新河岸一丁目1番1号

高砂鐵工株式会社

代表取締役社長 大 植 啓 一

第145期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第145期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月22日（木曜日）17時40分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 平成29年6月23日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都板橋区新河岸一丁目1番1号 当社本店会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第145期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第145期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 株式併合の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員でない取締役4名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.takasago-t.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事 業 報 告

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府・日銀による経済・金融政策の継続により、景気は全体として緩やかな回復基調で推移いたしました。中国や新興国経済の成長減速や英国EU離脱交渉の進捗に加えて米国新大統領の経済・貿易政策の動向等の主に海外情勢に起因した先行きの不安定さを抱えた状況となっております。

鉄鋼業界におきましては、自動車向けや建設向けを中心に国内需要の回復が進み平成28年度の粗鋼生産量は3年振りに前年度実績を上回りました。一方で鉄鉱石や副原料の値上がりを受け、マージンの確保が最大の課題となっております。

このような経済状況の中で、当社グループは、中期計画(平成27～29年度)の2年目に入り、鉄鋼製品事業において、みがき帯鋼事業およびステンレスエンボス製品・加工品事業に集中する事業体制の下で収益体質強化と強靱な財務体質確保に取り組んでおります。

主力のみがき帯鋼では受注内容の改善が引き続き課題ではありますが、自動車部品向けの需要回復で販売数量が増加いたしました。加工品を含むステンレスにおいても市況回復および先高感により国内販売と輸出向けがともに順調に推移いたしました。あわせて全社的な固定費等のコスト削減にも継続して取り組んでまいりました。

なお、当連結会計年度からステンレスの一部取引の売上高は、取引形態変更により純額表示にしております。

その結果、当連結会計年度の売上高は9,032百万円(前年同期比0.5%減)、営業利益は422百万円(前年同期比50.2%増)、経常利益は374百万円(前年同期比76.9%増)となりました。

これに固定資産売却益268百万円を特別利益として、減損損失89百万円等を特別損失として計上し、法人税等の調整を行い、親会社株主に帰属する当期純利益は428百万円(前年同期比89.5%増)となりました。

当期の期末配当金につきましては、現状の経営成績・財政状態のもとで最優先に取り組むべき課題は、いまなお、自己資本を一層充実させ財務体質を盤石なものにすることであると判断し、誠に遺憾ながら、無配とさせていただきます。

## (2) 事業の種類別セグメント別の状況

### ① 鉄鋼製品事業

当社グループの主要事業である鉄鋼製品事業は、主力であるみがき帯鋼において主要需要先である自動車部品向け需要の回復により販売数量が増加いたしました。

ステンレスにおいても、国内販売と輸出向けがともに堅調で、とりわけ加工品は順調に推移いたしました。また、子会社でのステンレス加工販売も市況回復および先高感により荷動きが活発になり好調に推移いたしました。

その結果、事業全体の売上高は8,859百万円（前年同期比0.2%減）、経常利益は304百万円（前年同期比146.6%増）となりました。なお、売上高の減少はステンレスの一部取引を純額表示へ変更したことによる影響を含んでおります。

### ② 不動産事業

不動産事業は、賃貸物件の減少により、売上高は172百万円（前年同期比14.7%減）、経常利益は69百万円（前年同期比21.0%減）となりましたが、引き続き利益面での下支えになっております。

### 事業の種類別セグメント別売上高

| セグメントの<br>名称 | 第144期        |           | 第145期<br>(当連結会計年度) |           | 前期比増減      |           |
|--------------|--------------|-----------|--------------------|-----------|------------|-----------|
|              | 金額           | 構成比       | 金額                 | 構成比       | 金額         | 増減比       |
| 鉄鋼製品事業       | 百万円<br>8,877 | %<br>97.8 | 百万円<br>8,859       | %<br>98.1 | 百万円<br>△17 | %<br>△0.2 |
| 不動産事業        | 202          | 2.2       | 172                | 1.9       | △29        | △14.7     |
| 合計           | 9,079        | 100.0     | 9,032              | 100.0     | △47        | △0.5      |

(注) セグメント間の取引については相殺消去しております。

### (3) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました総額は、186百万円であります。

| 区 分               | 件 名                    |
|-------------------|------------------------|
| 当連結会計年度中に完成した主要設備 | (鉄鋼製品事業)<br>1号圧延機電気品更新 |

### (4) 資金調達の状況

当連結会計年度中において、増資あるいは社債発行による資金調達は行っておりません。

### (5) 財産および損益の状況の推移

| 区 分                   | 第142期<br>平成25年4月から<br>平成26年3月まで | 第143期<br>平成26年4月から<br>平成27年3月まで | 第144期<br>平成27年4月から<br>平成28年3月まで | 第145期<br>(当連結会計年度)<br>平成28年4月から<br>平成29年3月まで |
|-----------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|----------------------------------------------|
| 売 上 高 (百万円)           | 10,210                          | 9,978                           | 9,079                           | 9,032                                        |
| 経 常 利 益 (百万円)         | 178                             | 412                             | 211                             | 374                                          |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円) | 317                             | 361                             | 226                             | 428                                          |
| 1株当たり当期純利益 (円)        | 10.57                           | 12.04                           | 7.54                            | 14.28                                        |
| 純 資 産 (百万円)           | 1,309                           | 1,702                           | 1,887                           | 2,317                                        |
| 総 資 産 (百万円)           | 9,472                           | 9,238                           | 8,036                           | 7,942                                        |

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行株式総数(自己株式を控除した株数)により算出しております。

## (6) 対処すべき課題

当社グループは、平成27年度から平成29年度の3年間で「収益力向上」の時期と位置づけ、顧客とともにグローバルに発展していくため、経済環境の激変に耐えうる企業への成長を目指し、「平成29年度中期計画」を策定いたしました。

「継続的発展のため、全員の知恵と工夫で収益体質を強化し、強靱な財務体質の確保を図る」

のスローガンのもと、当社はいかなる環境下でも黒字が確保できる企業体質を確立してまいります。

基本方針7項目と経営目標とする基本数値は次の通りです。

### 《基本方針》

- ① 販売部門と製造部門が一体となって、提案力を高め、機動力を活かし、「高砂ならでは」「高砂でなくては」の商品をお客様とともに育てることで、受注量を拡大しながら、受注構造を改善する。
- ② コストの削減、固定費の削減を限界まで追求するとともに、固定費の変動費化に取り組む。これをもって、コスト競争力を高め、損益分岐点の引き下げを図り、いかなる環境下でも、黒字を確保できる企業体質を早期に確立する。
- ③ 原料メーカー、流通各社との機能的連携を図り、受注量および受託加工量を拡大する。
- ④ 製造部門は製造実力を高め、お客様が要求する、品質、コスト、納期を満足するために不断の努力に全力を尽くす。
- ⑤ 社員一人ひとりが、常に業務品質の向上を目指して業務に取り組み、いかなる状況でも迅速且つ効率的に対応できる体制を構築する。
- ⑥ 課題や目標に対しては、情報を共有して全社一丸となって取り組み、組織力のさらなる強化を図る。
- ⑦ 各人が企業人の常識として守るべき法令、ルールについての知識を身につけ、高い倫理観と責任感を持って、業務を遂行する。

《経営目標とする基本数値》

| 経営目標とする基本数値（連結ベース） |        | 平成27年度実績 | 平成28年度実績 |
|--------------------|--------|----------|----------|
| 売上高経常利益率（RO S）     | 5%以上   | 2.3%     | 4.1%     |
| 自己資本比率             | 35%以上  | 23.5%    | 29.2%    |
| D/E レシオ            | 1.0倍以内 | 1.5倍     | 0.8倍     |

平成28年度の実績は、鉄鋼製品事業でのみがき帯鋼・ステンレスの業績がともに順調に推移したためRO Sが回復し、それに伴い利益剰余金が増加し自己資本比率も着実に改善いたしました。さらに借入金の削減等によりD/E レシオは、目標とする基本数値を達成することができました。

(7) 重要な子会社の状況（平成29年3月31日現在）

| 会社名          | 資本金<br>百万円 | 出資比率<br>% | 主要な事業内容            |
|--------------|------------|-----------|--------------------|
| タカサゴスチール株式会社 | 40         | 100       | ステンレス、特殊鋼他の加工および販売 |

(8) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

| 事業部門   | 主要な営業品目                                      |
|--------|----------------------------------------------|
| 鉄鋼製品事業 | みがき帯鋼、みがき特殊帯鋼、エンボス製品を含む冷間圧延ステンレス鋼、ステンレス加工製品等 |
| 不動産事業  | 不動産賃貸等                                       |

(9) 主要な営業所および工場（平成29年3月31日現在）

① 当社の主要な営業所および工場

| 名称    | 所在地              |
|-------|------------------|
| 本社工場  | 東京都板橋区新河岸一丁目1番1号 |
| 名古屋支店 | 愛知県名古屋           |

② 主要な子会社の事業所

| 会社名          | 所在地           |
|--------------|---------------|
| タカサゴスチール株式会社 | 本社・工場：大阪府東大阪市 |

(10) 従業員の状況（平成29年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

| 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|------|-------------|
| 138名 | 3名減         |

② 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢   | 平均勤続年数 |
|------|-----------|--------|--------|
| 118名 | 3名減       | 44歳1ヶ月 | 18年6ヶ月 |

(11) 主要な借入先（平成29年3月31日現在）

| 借入先           | 借入金残高  |
|---------------|--------|
| 株式会社みずほ銀行     | 275百万円 |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 360百万円 |

## 2. 会社の株式に関する事項（平成29年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 120,320,000株  
 (2) 発行済株式の総数 30,080,000株  
 (3) 株主数 2,539名  
 (4) 大株主

| 株 主 名          | 当 社 へ の 出 資 状 況 |         |
|----------------|-----------------|---------|
|                | 持 株 数           | 持 株 比 率 |
| 新日鐵住金ステンレス株式会社 | 9,222千株         | 30.71%  |
| 三井物産株式会社       | 5,000           | 16.65   |
| 株式会社大谷製作所      | 1,550           | 5.16    |
| 窪 田 正 史        | 780             | 2.60    |
| 株式会社みずほ銀行      | 536             | 1.79    |
| 日本土地建物株式会社     | 505             | 1.68    |
| 伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社    | 500             | 1.67    |
| 有限会社サイト一商店     | 312             | 1.04    |
| 株式会社SBI証券      | 302             | 1.01    |
| 石 原 勝          | 254             | 0.85    |

(注) 持株比率は、自己株式（52,104株）を控除して計算しております。



### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の状況（平成29年3月31日現在）

| 地 位           | 氏 名     | 担当および重要な兼職の状況           |
|---------------|---------|-------------------------|
| 代表取締役社長       | 大 植 啓 一 |                         |
| 常務取締役         | 畑 田 正 樹 | 総務担当 経理部長               |
| 取締役           | 城 石 稔   | 製造担当 品質保証部長             |
| 取締役           | 横 谷 龍 裕 | 調達、名古屋支店担当<br>企画室長 販売部長 |
| 取締役（監査等委員・常勤） | 小 林 徹   |                         |
| 取締役（監査等委員）    | 小 西 政 勝 |                         |
| 取締役（監査等委員）    | 掛 橋 幸 徳 | 新日鐵住金ステンレス株式会社<br>財務部長  |

- (注) 1. 取締役（監査等委員）小西政勝、掛橋幸徳の両氏は社外取締役であります。なお、当社は小西政勝氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 取締役（監査等委員）掛橋幸徳氏は、新日鐵住金ステンレス株式会社の財務部長を務めており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、小林 徹氏を常勤の監査等委員として選定しております。

#### (2) 取締役および監査役の報酬等の総額

##### ① 当事業年度に係る報酬等の総額

|                         | 人 数         | 報 酬 等 の 総 額     |
|-------------------------|-------------|-----------------|
| 取締役（監査等委員を除く）           | 5名          | 40百万円           |
| 取締役（監査等委員）<br>（うち社外取締役） | 3名<br>(2名)  | 12百万円<br>(2百万円) |
| 監 査 役<br>（うち社外監査役）      | 2名<br>(1名)  | 3百万円<br>(0百万円)  |
| 合 計<br>（うち社外役員）         | 10名<br>(3名) | 56百万円<br>(3百万円) |

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記には、平成28年6月24日開催の第144期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。なお、当社は平成28年6月24日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

② 当事業年度に支払った役員退職慰労金

平成28年6月24日開催の第144期定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役1名および監査役1名に対し支払った役員退職慰労金は31百万円であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役（監査等委員） 小西 政勝

i 他の会社の兼任状況

該当事項はありません。

ii 当事業年度における主な活動状況

当事業年度の取締役会19回のうち、監査役として4回、監査等委員として15回出席し、毎回意見やアドバイスを述べております。

また、当事業年度の監査役会4回のうち4回に出席、監査等委員会12回のうち12回に出席し、議案、審議等につき意見を適宜述べております。

iii 責任限定契約の内容の概要

当社と小西政勝氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

② 取締役（監査等委員） 掛橋 幸徳

i 他の会社の兼任状況

新日鐵住金ステンレス株式会社の財務部長であり、新日鐵住金ステンレス株式会社は当社のその他の関係会社であります。

ii 当事業年度における主な活動状況

就任後の当事業年度の取締役会15回のうち15回に出席し、毎回意見やアドバイスを述べております。

また、就任後の当事業年度の監査等委員会12回のうち12回に出席し、議案、審議等につき意見を適宜述べております。

iii 責任限定契約の内容の概要

当社と掛橋幸徳氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

#### 4. 会計監査人に関する事項

##### (1) 会計監査人の状況

会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

##### (2) 報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額

|                                        | 支 払 額 |
|----------------------------------------|-------|
| ① 当社が支払うべき報酬等の額                        | 25百万円 |
| ② 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 25百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積もりの算出根拠の妥当性等について検証を行ない、審議したうえで、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

##### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断したときは、監査等委員会は会社法第340条第2項の規定に基づき会計監査人の解任を決定いたします。

なお、その他会計監査人であることにつき支障があると判断されるときは、監査等委員会は解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、議案を株主総会に提出いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況に関する事項

### (1) 業務の適正を確保するための体制に関する事項

当社は、取締役会において決議した業務の適正を確保するための体制に関する基本方針は次のとおりであります。

#### ① 業務運営の基本方針

当社ならびに子会社は、企業価値を高めるため継続的な収益改善と株主、従業員、そして社会の負託に応える「存在価値のある強い会社」の実現を目指しております。

当社ならびに子会社では「お客様に価値を供給し続けることが、当社の存在意義を確固たるものにする唯一の方法である」との認識のもと、以下の4点を経営の基本方針としております。

- a) 顧客の発展に役立つ商品・サービスの提供
- b) 法令遵守と企業の社会的責任への取り組みの徹底
- c) 社員が一丸となり逞しい企業文化の構築
- d) 品質・環境マネジメントシステムの継続的改善

また、関連法規、社内規程を遵守し、業務の有効性・効率性を確保するため、以下のとおり内部統制システムを整備し、適切に運用するとともに、企業統治を一層強化する観点から、その継続的改善に努めます。

#### ② 内部統制システムの基本方針

- a) 当社の取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役および使用人等の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - i 当社ならびに当社子会社の取締役会は、取締役会規則その他の規程に基づき経営上の重要事項について執行決定を行うとともに取締役から執行状況についての報告を受けます。また、各取締役は使用人の職務執行を監督するとともに、他の取締役の職務執行の法令および定款への適合性について相互に監視します。
  - ii 当社ならびに当社子会社は、「高砂鐵工グループ企業理念」および「社員行動規範」を当社ならびに子会社のすべての者に対して周知徹底するとともに、当社社長を委員長とする「内部統制委員会」においてコンプライアンス全体を統括し、法令および定款・社内規程等の徹底遵守を図ります。

- iii 当社ならびに当社子会社は、「内部統制基本規程」、「内部監査規程」に基づき、職務の執行が適正であるかを定期的に監査し、継続的改善を図ります。
- iv 当社ならびに当社子会社での相談、通報体制としての「ヘルプライン運営基準」を当社ならびに子会社に徹底します。また、相談、通報内容は守秘し、申出者に対しては不利益な扱いを行わないこととします。
- v 当社ならびに当社子会社は、財務報告の信頼性を合理的に保証するために、財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な整備・運用および評価を行います。
- b) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
  - i 取締役の職務執行に係る電磁的記録を含む文書、その他重要な情報を法令および社内規程に基づき適正に保存および管理を実施します。
  - ii 財務情報等の重要な企業情報について、法令および株式会社東京証券取引所適時開示規則等に則り、適時適正な情報開示を行います。
- c) 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - i 当社ならびに当社子会社の各取締役、各部門長は経営に重要な影響を与えるリスクを抽出・評価し、規程・業務手順書等の整備を行い社内にて徹底するとともに、モニタリング活動等を通じてリスクの予防・低減に努めます。
  - ii 当社ならびに当社子会社は、「内部統制委員会」へリスク情報を集約し職務執行への活用を図るとともに、全社的な視点から部門横断的なリスクマネジメント体制の継続的改善を推進します。
  - iii 当社ならびに当社子会社は、経営に重大な影響を与える不測の事態が発生した場合に備え、「リスク管理規程」に基づき予め必要な対策、方針を整備し、発生したリスクによる損失を最小限にとどめるために必要な対応を行います。
- d) 当社の取締役および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - i 当社ならびに当社子会社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行います。
  - ii 当社は取締役会の機能をより強化し、経営効率を向上させるため、全取締役（非常勤取締役を除く。）が出席する経営会議を原則週1回開催し、業務執行に関する基本的事項および重要事項に係る意思決定を機動的に行います。

- e) 当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - i 企業集団内に親会社組織に属する関連会社管理部門を設けており、企業集団における情報の共有化と業務執行の適正を確保することに努めます。
  - ii 関連会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、「関連会社管理規程」に基づいて事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行います。
- f) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項  
監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置く必要が生じた場合には、当該使用人を置くこととします。
- g) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に関する指示の実効性に関する事項
  - i 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命・異動等については、監査等委員でない取締役と監査等委員で意見交換を行うものとし、監査等委員会の同意を得たうえで決定します。
  - ii 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行するものとするが、監査等委員でない取締役からの独立性に影響がなく監査等委員会の同意を得た場合については、当社の業務執行に係る役職を兼務することができるものとします。
- h) 当社の監査等委員でない取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役および使用人等が監査等委員会への報告に関する体制
  - i 当社の監査等委員でない取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役および使用人等は、法令および監査等委員会監査等基準に基づき、当社ならびに子会社の経営に重要な影響を及ぼす事項について適時適切に当社監査等委員会に報告します。
  - ii 監査等委員は取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため経営会議等の重要な会議に出席するとともに、重要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることとします。
  - iii 監査等委員は会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、内部監査部門とも情報交換、意見交換等を行い連携を図っていきます。

- i) 当社の監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する体制

上記h)の報告を行った当社の監査等委員でない取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役および使用人等に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な扱いを行うことを禁止します。

- j) 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針

監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を当社が負担します。

- k) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会が行う社内関係部門および会計監査人等との意思疎通、情報の収集や調査に対しては、実効的な監査の実施を確保するために留意します。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要に関する事項

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

当社ならびに当社子会社は、「内部統制基本規程」、「財務報告に係る内部統制基本規程」、「内部監査規程」に基づき、年度の監査計画を策定し、事業活動が法令、諸規程等に遵守しているかを確認するため、全社横断的なリスクに対する点検、財務報告の信頼性を合理的に保証するための評価を半期に1回、各部門に対する業務内部監査を年度を通じて定期的実施しております。

監査等を通じて顕著化した課題や不備があった場合は、当該部門は適時改善対応策を行うとともに、半期に1回開催の当社社長を委員長とし、取締役全員、常勤監査等委員が出席する内部統制委員会にて是正状況を確認、内部統制システムの有効性の確認を行い、取締役会にて報告を行っております。

また、常勤監査等委員および総務部を窓口とした「ヘルプライン（内部通報制度）」を設置し、法令違反行為の未然防止と改善を図っております。

### (3) 反社会的勢力排除に向けた対応に関する事項

#### ① 反社会的勢力排除に向けた基本方針

当社は、従来より「高砂鐵工グループ企業理念」のもと、役員および社員一人ひとりが法令・社内規程を遵守し、社会規範を尊重し、高い企業倫理を保つための取り組みを徹底してきたところであり、

- i 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては関係を一切持たないこと
- ii 反社会的勢力からの不当要求に対しては当社一丸となって断固拒絶することを基本方針としております。

#### ② 反社会的勢力排除に向けた整備状況

- i 上記「基本方針」を取締役会にて再確認するとともに社員に対し周知徹底を図っております。
- ii 反社会的勢力との関係遮断および被害防止に関する社内規程を制定し、これに関する基本的考え方、社内統括責任者・部門責任者およびその役割、社内報告・対応方法、外部専門機関との連携、情報収集および啓蒙等について定めております。



## 6. 会社の支配に対する基本方針に関する事項

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について特に定めておりません。

本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

## 連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目            | 金 額          | 科 目                  | 金 額          |
|----------------|--------------|----------------------|--------------|
| <b>資 産 の 部</b> |              | <b>負 債 の 部</b>       |              |
| <b>流 動 資 産</b> | <b>4,850</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>3,743</b> |
| 現金及び預金         | 1,191        | 支払手形及び買掛金            | 2,211        |
| 受取手形及び売掛金      | 2,501        | 短期借入金                | 766          |
| 商品及び製品         | 484          | リース債務                | 65           |
| 仕掛品            | 278          | 未払法人税等               | 78           |
| 原材料及び貯蔵品       | 314          | 未払消費税等               | 4            |
| 繰延税金資産         | 64           | 賞与引当金                | 48           |
| その他            | 18           | その他                  | 568          |
| 貸倒引当金          | △3           | <b>固 定 負 債</b>       | <b>1,880</b> |
| <b>固 定 資 産</b> | <b>3,091</b> | 社債                   | 375          |
| <b>有形固定資産</b>  | <b>2,931</b> | 長期借入金                | 354          |
| 建物及び構築物        | 1,022        | リース債務                | 47           |
| 機械装置及び運搬具      | 1,606        | 繰延税金負債               | 2            |
| 土地             | 275          | 退職給付に係る負債            | 860          |
| その他            | 27           | 役員退職慰労引当金            | 102          |
| <b>無形固定資産</b>  | <b>51</b>    | 資産除去債務               | 33           |
| 投資その他の資産       | 108          | その他                  | 104          |
| 投資有価証券         | 18           | <b>負 債 合 計</b>       | <b>5,624</b> |
| 繰延税金資産         | 35           | <b>純 資 産 の 部</b>     |              |
| その他            | 59           | <b>株 主 資 本</b>       | <b>2,383</b> |
| 貸倒引当金          | △4           | 資本金                  | 1,504        |
| <b>資 産 合 計</b> | <b>7,942</b> | 利益剰余金                | 885          |
|                |              | 自己株式                 | △6           |
|                |              | その他の包括利益累計額          | △65          |
|                |              | その他有価証券<br>評価差額金     | 3            |
|                |              | 退職給付に係る<br>調整累計額     | △69          |
|                |              | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>2,317</b> |
|                |              | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>7,942</b> |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                          | 金 額   |
|------------------------------|-------|
| 売 上 高                        | 9,032 |
| 売 上 原 価                      | 7,703 |
| 売 上 総 利 益                    | 1,328 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費          | 906   |
| 営 業 利 益                      | 422   |
| 営 業 外 収 益                    | 9     |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金            | 0     |
| 助 成 金 収 入                    | 2     |
| そ の 他                        | 6     |
| 営 業 外 費 用                    | 57    |
| 支 払 利 息                      | 48    |
| 手 形 売 却 損                    | 3     |
| そ の 他                        | 5     |
| 経 常 利 益                      | 374   |
| 特 別 利 益                      | 268   |
| 固 定 資 産 売 却 益                | 268   |
| 特 別 損 失                      | 129   |
| 減 損 損 失                      | 89    |
| 環 境 対 策 費                    | 34    |
| 固 定 資 産 除 却 損                | 5     |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益        | 512   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税      | 78    |
| 法 人 税 等 調 整 額                | 5     |
| 当 期 純 利 益                    | 428   |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益 | 428   |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |           |      |            | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |                    |                                  | 純資産合計 |
|-------------------------|---------|-----------|------|------------|-----------------------|--------------------|----------------------------------|-------|
|                         | 資本金     | 利益<br>剰余金 | 自己株式 | 株主資本<br>合計 | その他有価<br>証券評価差<br>額金  | 退職給付<br>に係る調整<br>額 | その他<br>の利益<br>の<br>包括<br>累計<br>額 |       |
| 当 期 首 残 高               | 1,504   | 456       | △6   | 1,954      | 2                     | △69                | △67                              | 1,887 |
| 当 期 変 動 額               |         |           |      |            |                       |                    |                                  |       |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益     |         | 428       |      | 428        |                       |                    |                                  | 428   |
| 自己株式の取得                 |         |           | △0   | △0         |                       |                    |                                  | △0    |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額) |         |           |      |            | 1                     | 0                  | 1                                | 1     |
| 当 期 変 動 額 合 計           | —       | 428       | △0   | 428        | 1                     | 0                  | 1                                | 430   |
| 当 期 末 残 高               | 1,504   | 885       | △6   | 2,383      | 3                     | △69                | △65                              | 2,317 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

【連結注記表】（平成29年3月期）

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

|          |                        |
|----------|------------------------|
| 連結子会社の数  | 2社                     |
| 連結子会社の名称 | タカサゴスチール(株)、(株)タカテツライフ |

(2) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(ロ) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、仕掛品、原材料

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品

主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産（リース資産を除く）

主として建物及び機械装置については定額法、その他の有形固定資産は定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

|           |        |
|-----------|--------|
| 建物及び構築物   | 3年～50年 |
| 機械装置及び運搬具 | 2年～15年 |

(ロ) 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）による定額法、それ以外の無形固定資産については、定額法を採用しております。

(ハ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取り決めがある場合は残価保証額）とする定額法を採用しております。

なお、リース資産は有形固定資産及び無形固定資産に属する各科目に含めて計上しております。

③ 重要な引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して、回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

(ハ) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

(イ) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

(ロ) 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

(ハ) 小規模企業等における簡便法の採用

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転するものと認められる以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

(イ)ヘッジ会計の方法

金利スワップについては特例処理によっており、ヘッジの有効性の判定は省略してあります。

(ロ)ヘッジ手段・対象と方針

借入金について、その金利変動のヘッジ手段として金利スワップ取引を利用してあります。当社グループはヘッジの対象となる資産又は負債を有するものに限り、これに係るリスクを回避し効率的に管理する手段としてデリバティブ取引を利用してあり、金利の変動が損益に与える影響を軽減することを目的としてあります。

⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理 税抜方式によってあります。

(3) 会計方針の変更

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更してあります。

これによる損益に与える影響はありません。

(4) 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用してあります。

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

|                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 7,606百万円        |
| (2) 担保に供している資産     |                 |
| 建物                 | 736百万円          |
| 機械装置               | 1,525百万円        |
| 土地                 | 2百万円            |
| 計                  | <u>2,264百万円</u> |
| 上記に対する債務の金額        |                 |
| 短期借入金              | 535百万円          |
| その他（流動負債）          | 250百万円          |
| 社債                 | 375百万円          |
| 長期借入金              | 338百万円          |
| 計                  | <u>1,498百万円</u> |
| (3) 受取手形割引高        | 357百万円          |

## 3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

|               |          |
|---------------|----------|
| 発行済株式数の種類及び総数 |          |
| 普通株式          | 30,080千株 |



#### 4. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

###### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

###### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を半期ごとに把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては、四半期毎に時価や発行体の財務状況等を把握する体制としております。

営業債務である支払手形及び買掛金はそのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。

社債及び借入金は運転資金及び設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、またデリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（注2）参照）。

（単位：百万円）

|                     | 連結貸借対照表計上額<br>（※1） | 時価<br>（※1） | 差額 |
|---------------------|--------------------|------------|----|
| ① 現金及び預金            | 1,191              | 1,191      | —  |
| ② 受取手形及び売掛金         | 2,501              | 2,501      | —  |
| ③ 投資有価証券<br>その他有価証券 | 18                 | 18         | —  |
| ④ 支払手形及び買掛金         | (2,211)            | (2,211)    | —  |
| ⑤ 短期借入金（※2）         | (510)              | (510)      | —  |
| ⑥ 社債（※3）            | (625)              | (626)      | 1  |
| ⑦ 長期借入金（※2）         | (610)              | (611)      | 0  |
| ⑧ デリバティブ取引          | —                  | —          | —  |

（※1）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（※2）1年以内返済予定長期借入金（256百万円）は長期借入金に含めております。

（※3）1年以内償還予定の社債（250百万円）は社債に含めております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

① 現金及び預金、並びに ② 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

④ 支払手形及び買掛金、並びに ⑤ 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑥ 社債

社債の時価については、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

⑦ 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（次頁⑧参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

⑧ デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（前頁⑦参照）。

（注2）非上場株式（連結貸借対照表計上額0百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③ 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

## 5. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用土地や賃貸住宅等を有しております。

平成29年3月31日における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は69百万円（主な賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

(2) 賃貸等不動産の時価等に関する事項

（単位：百万円）

| 連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額 |           |           | 当 期 末 の 時 価 |
|---------------------|-----------|-----------|-------------|
| 当 期 首 残 高           | 当 期 増 減 額 | 当 期 末 残 高 |             |
| 758                 | △178      | 580       | 3,051       |

（注1）連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

（注2）賃貸等不動産の当期増減額のうち主な減少額は、減損損失（89百万円）、不動産の売却（64百万円）であります。

（注3）当期末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて算定した金額であります。ただし、直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

## 6. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 77円 18銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 14円 28銭 |

# 貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目            | 金 額          | 科 目                  | 金 額          |
|----------------|--------------|----------------------|--------------|
| <b>資 産 の 部</b> |              | <b>負 債 の 部</b>       |              |
| <b>流 動 資 産</b> | <b>3,218</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>2,421</b> |
| 現金及び預金         | 1,011        | 支払手形                 | 233          |
| 受取手形           | 542          | 買掛金                  | 880          |
| 売掛金            | 1,039        | 短期借入金                | 566          |
| 製品             | 136          | 未払債                  | 64           |
| 原材料            | 29           | 未払金                  | 130          |
| 仕掛品            | 191          | 未払費用                 | 88           |
| 貯蔵品            | 48           | 未払法人税等               | 71           |
| 前払費用           | 12           | 未払消費税等               | 2            |
| 未収入金           | 3            | 前受り金                 | 12           |
| 短期貸付金          | 143          | 預り金                  | 18           |
| 繰延税金資産         | 59           | 設備関係支払手形             | 65           |
| 貸倒引当金          | △0           | 賞与引当金                | 39           |
| <b>固 定 資 産</b> | <b>2,985</b> | その他                  | 250          |
| <b>有形固定資産</b>  | <b>2,864</b> | <b>固 定 負 債</b>       | <b>1,714</b> |
| 建物             | 959          | 社債                   | 375          |
| 構築物            | 39           | 長期借入金                | 354          |
| 機械装置           | 1,605        | リース債                 | 43           |
| 車両運搬具          | 0            | 長期未払金                | 24           |
| 工具器具備品         | 23           | 繰延税金負債               | 2            |
| 土地             | 236          | 退職給付引当金              | 738          |
| <b>無形固定資産</b>  | <b>25</b>    | 役員退職慰労引当金            | 65           |
| 借地権            | 8            | 資産除去債務               | 30           |
| ソフトウェア         | 9            | 長期預り金                | 80           |
| その他            | 6            | <b>負 債 合 計</b>       | <b>4,136</b> |
| 投資その他の資産       | 95           | <b>純 資 産 の 部</b>     |              |
| 投資有価証券         | 18           | <b>株 主 資 本</b>       | <b>2,062</b> |
| 関係会社株式         | 60           | 資本金                  | 1,504        |
| 長期前払費用         | 13           | 利益剰余金                | 565          |
| 破産更生債権         | 4            | 利益準備金                | 309          |
| その他            | 4            | その他利益剰余金             | 256          |
| 貸倒引当金          | △4           | 繰越利益剰余金              | 256          |
| <b>資 産 合 計</b> | <b>6,203</b> | <b>自 己 株 式</b>       | <b>△6</b>    |
|                |              | 評価・換算差額等             | 3            |
|                |              | その他有価証券              | 3            |
|                |              | 評価差額金                |              |
|                |              | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>2,066</b> |
|                |              | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>6,203</b> |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                     | 金 額   |
|-------------------------|-------|
| 売 上 高                   | 5,260 |
| 売 上 原 価                 | 4,264 |
| 売 上 総 利 益               | 995   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 655   |
| 営 業 利 益                 | 339   |
| 営 業 外 収 益               | 21    |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金       | 11    |
| 助 成 金 収 入               | 2     |
| そ の 他                   | 7     |
| 営 業 外 費 用               | 50    |
| 支 払 利 息                 | 47    |
| 手 形 売 却 損               | 0     |
| そ の 他                   | 3     |
| 経 常 利 益                 | 310   |
| 特 別 利 益                 | 268   |
| 固 定 資 産 売 却 益           | 268   |
| 特 別 損 失                 | 129   |
| 減 損 損 失                 | 89    |
| 環 境 対 策 費               | 34    |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 5     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         | 449   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 67    |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △13   |
| 当 期 純 利 益               | 394   |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から)  
(平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                                       | 株 主 資 本 |           |             |               |         |             | 評価・換算差額等              | 純 資 産 計<br>合 計 |
|---------------------------------------|---------|-----------|-------------|---------------|---------|-------------|-----------------------|----------------|
|                                       | 資 本 金   | 利 益 剰 余 金 |             |               | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 | そ の 他 有 価 値 差 額 評 価 金 |                |
|                                       |         | 利 益 剰 余 金 | そ の 他 剰 余 金 | 繰 越 利 益 剰 余 金 |         |             |                       |                |
| 当 期 首 残 高                             | 1,504   | 309       | △138        | 170           | △6      | 1,668       | 2                     | 1,671          |
| 当 期 変 動 額                             |         |           |             |               |         |             |                       |                |
| 当 期 純 利 益                             |         |           | 394         | 394           |         | 394         |                       | 394            |
| 自 己 株 式 の 取 得                         |         |           |             |               | △0      | △0          |                       | △0             |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 ( 純 額 ) |         |           |             |               |         |             | 1                     | 1              |
| 当 期 変 動 額 合 計                         | -       | -         | 394         | 394           | △0      | 394         | 1                     | 395            |
| 当 期 末 残 高                             | 1,504   | 309       | 256         | 565           | △6      | 2,062       | 3                     | 2,066          |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

【個別注記表】（平成29年3月期）

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価の方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価の方法

製品、仕掛品、原材料

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

建物及び機械装置については定額法、その他の有形固定資産は定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～50年

機械装置 2年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取り決めがある場合は残価保証額）とする定額法を採用しております。

なお、リース資産は、有形固定資産及び無形固定資産に属する各科目に含めて計上しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

金銭債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

### ③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

#### (イ) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

#### (ロ) 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

### ④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

#### (4) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転するものと認められる以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっております。

#### (5) 重要なヘッジ会計の方法

##### ① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては特例処理によっており、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

##### ② ヘッジ手段、対象と方針

借入金について、その金利変動のヘッジ手段として金利スワップ取引を利用しております。当社はヘッジの対象となる資産又は負債を有するものに限り、これに係るリスクを回避し効率的に管理する手段としてデリバティブ取引を利用しており、金利の変動が損益に与える影響を軽減することを目的としております。

#### (6) 消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。



(7) 会計方針の変更

(平成28年度税制改正に係る減価償却の方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる損益に与える影響はありません。

(8) 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針26号平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

|                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 7,399百万円        |
| (2) 関係会社に対する債権・債務  |                 |
| 短期金銭債権             | 149百万円          |
| 短期金銭債務             | 8百万円            |
| (3) 担保に供している資産     |                 |
| 建物                 | 736百万円          |
| 機械装置               | 1,525百万円        |
| 土地                 | 2百万円            |
| 計                  | <u>2,264百万円</u> |
| 上記に対する債務の金額        |                 |
| 短期借入金              | 535百万円          |
| その他(流動負債)          | 250百万円          |
| 社債                 | 375百万円          |
| 長期借入金              | 338百万円          |
| 計                  | <u>1,498百万円</u> |

## 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業及び営業以外の取引高

|            |       |
|------------|-------|
| 売上高        | 49百万円 |
| 仕入高        | 8百万円  |
| 営業取引以外の取引高 | 13百万円 |

#### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

|         | 当事業年度期首株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数 |
|---------|------------|------------|------------|-----------|
| 普通株式（注） | 51千株       | 0千株        | －千株        | 52千株      |
| 合 計     | 51         | 0          | －          | 52        |

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は単元未満株式の買取による増加であります。

#### 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、税務上の繰越欠損金、賞与引当金等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額であります。

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

| 属性                                     | 会社等の名称                | 住所          | 資本金は<br>又出資金<br>(百万円) | 事業の<br>内容<br>又は職業             | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合 | 関係内容       |                 | 取引の内容                             | 取引金額<br>(百万円) | 科目   | 期末残高<br>(百万円) |
|----------------------------------------|-----------------------|-------------|-----------------------|-------------------------------|----------------------------|------------|-----------------|-----------------------------------|---------------|------|---------------|
|                                        |                       |             |                       |                               |                            | 役員<br>の兼任等 | 事業上<br>の関係      |                                   |               |      |               |
| その他会社<br>との関係<br>(当該会社<br>の親会社を<br>含む) | 新日鐵住<br>金(株)          | 東京都<br>千代田区 | 419,524               | 鉄鋼の製<br>造・販売                  | 間接<br>(被所有)<br>30.80%      | —          | 原材料<br>の購入      | 普通鋼帯<br>鋼、特殊鋼<br>帯鋼の購入            | 2,083         | 買掛金  | 737           |
|                                        | 新日鐵住<br>金ステン<br>レス(株) | 東京都<br>千代田区 | 5,000                 | 鉄鋼の製<br>造・販売                  | 直接<br>(被所有)<br>30.80%      | —          | 原材料<br>の購入      | ステンレ<br>ス鋼の購<br>入                 | 598           | 買掛金  | 62            |
| 法人主<br>株子                              | 三井物産<br>スチール(株)       | 東京都<br>港区   | 10,299                | 鉄鋼製品に<br>関する貿易<br>業、問屋業       | —                          | —          | 原材料<br>の購入      | 普通鋼帯<br>鋼、特殊鋼<br>帯鋼、ステン<br>レス鋼の購入 | 1,987         | 買掛金  | 709           |
| 子会社                                    | タカサ<br>ゴスチ<br>ール(株)   | 大阪府<br>東大阪市 | 40                    | ステンレ<br>ス、特殊鋼<br>他の加工及<br>び販売 | 直接<br>(所有)<br>100.00%      | 役員<br>2名   | 製品販<br>売・仕<br>入 | 資金の付                              | 200           | 短貸付金 | 143           |
|                                        |                       |             |                       |                               |                            |            |                 | 受取利息                              | 1             | —    | —             |
|                                        | 株式会社<br>カタテ<br>ツライフ   | 東京都<br>板橋区  | 20                    | 不動産の賃<br>貸及び管理                | 直接<br>(所有)<br>100.00%      | 役員<br>2名   | 不動産<br>貸・理      | 株式の当                              | 10            | —    | —             |

(注) 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 新日鐵住金(株)・新日鐵住金ステンレス(株)からの原材料の購入は、三井物産スチール(株)その他計3商社を経由して購入しており、取引金額等は商社に対する会計帳簿上の取引に基づいて記載しております。なお、価格は市場の実勢価格で決定しております。
2. 資金の貸付については、CMS（キャッシュ・マネジメント・システム）による取引であり、取引金額は取引が存在する月の期中平均残高を記載しております。また、貸付金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 68円 83銭
- (2) 1株当たり当期純利益 13円 13銭

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成29年 5月15日

高砂鐵工株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山 岸 聡 ㊟

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 栗 野 正 成 ㊟

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、高砂鐵工株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、高砂鐵工株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成29年 5月15日

高砂鐵工株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山 岸 聡 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 栗 野 正 成 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、高砂鐵工株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第145期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監査報告書

当監査等委員会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第145期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月15日

高砂鐵工株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 小林 徹 ㊟

監査等委員 小西 政勝 ㊟

監査等委員 掛橋 幸徳 ㊟

- (注) 1. 監査等委員小西政勝及び掛橋幸徳は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。
2. 当社は、平成28年6月24日開催の第144期定時株主総会の決議により、平成28年6月24日をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。平成28年4月1日から平成28年6月23日までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 株式併合の件

#### 1. 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、上場会社の売買単位を100株に統一することを公表しており、その期限を平成30年10月1日とする旨を通知いたしました。

当社といたしましては、「行動計画」の趣旨に則り、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更するにあたり、当社株式の売買水準を全国証券取引所が望ましいとしている投資単位（1単元株式数あたりの金額）の水準（5万円以上50万円未満）とし、各株主様の議決権の数に変更が生じることがないように、当社株式10株を1株に併合を行うものであります。

#### 2. 株式併合の内容

##### (1) 併合の割合

当社の普通株式について、10株を1株の割合で併合いたします。

なお、本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法のために基づき、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

##### (2) 株式併合の効力発生日

平成29年10月1日

##### (3) 効力発生日における発行可能株式総数

12,032,000株

#### 3. その他

本議案に係る株式併合は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件といたします。

なお、その他手続上必要な事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。



## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

- (1) インターネットの普及を考慮し、公告の閲覧の利便性向上と手続きの合理化を図るため、公告方法を日本経済新聞に掲載する方法から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告することができない場合の措置を定めるものであります。
- (2) 第1号議案「株式併合の件」の承認可決と効力発生を条件として、当社発行済株式総数の減少を勧奨し、現行定款第6条（発行可能株式総数）に規定する発行可能株式総数を株式併合の割合に合わせて120,320,000株から、12,032,000株に変更するものであります。
- (3) 同じく第1号議案「株式併合の件」の承認可決とその効力発生を条件として、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に則り、当社株式の売買単位を100株とするため、現行定款第8条（単元株式数）が規定する当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。
- (4) 現行定款第6条（発行可能株式総数）および第8条（単元株式数）の変更の効力は、株式併合の効力発生日に生ずることとする附則を設け、株式併合の効力発生日経過後は、これを定款から削除するものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示しております。）

| 現 行 定 款                                | 変 更 案                                                                             |
|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 第1章 総則                                 | 第1章 総則                                                                            |
| 第1条～第4条 【条文省略】<br>（公告方法）               | 第1条～第4条 【現行どおり】<br>（公告方法）                                                         |
| 第5条 当会社の公告は日本経済新聞に掲載する方法により行う。<br>【新設】 | 第5条 当会社の公告は電子公告により行う。<br>2 事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>1 億 2, 0 3 2 万株</u>とする。</p> <p>第 7 条 【条文省略】</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 8 条 当社の単元株式数は、<u>1, 0 0 0 株</u>とする。</p> <p>第 9 条～第 11 条 【条文省略】</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 12 条～第 17 条 【条文省略】</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 18 条～第 30 条 【条文省略】</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査等委員会</p> <p>第 31 条～第 35 条 【条文省略】</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第 36 条～第 38 条 【条文省略】</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計算</p> <p>第 39 条～第 41 条 【条文省略】</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p><u>(監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除の経過措置)</u></p> <p>平成 28 年 3 月 31 日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の会社法第 423 条第 1 項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任の免除及び社外監査役と締結済の責任限定契約については、なお従前の例による。</p> <p>【新設】</p> | <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>1, 2 0 3 万 2 千株</u>とする。</p> <p>第 7 条 【現行どおり】</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 8 条 当社の単元株式数は、<u>1 0 0 株</u>とする。</p> <p>第 9 条～第 11 条 【現行どおり】</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 12 条～第 17 条 【現行どおり】</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 18 条～第 30 条 【現行どおり】</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査等委員会</p> <p>第 31 条～第 35 条 【現行どおり】</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第 36 条～第 38 条 【現行どおり】</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計算</p> <p>第 39 条～第 41 条 【現行どおり】</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p><u>1. 監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除の経過措置</u></p> <p style="text-align: center;">【現行どおり】</p> <p><u>2. 第 6 条および第 8 条の変更は、平成 29 年 10 月 1 日をもって効力が発生するものとする。なお、本項は平成 29 年 10 月 1 日経過後、これを削除する。</u></p> |

### 第3号議案 監査等委員でない取締役4名選任の件

監査等委員でない取締役大植啓一、畑田正樹、城石 稔、横谷龍裕の4氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員でない取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされ、特段指摘すべき点はなしとしております。

監査等委員でない取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                          | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-----------|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1         | おお うえ けい いち<br>大 植 啓 一<br>(昭和28年3月7日生) | 昭和51年4月 新日本製鐵㈱入社<br>平成11年4月 同社堺製鐵所総務部長<br>平成14年4月 同社八幡製鐵所労働・購買部長<br>平成16年7月 同社技術総括部スラグ・セメント事業推進部長<br>平成19年4月 当社参与<br>平成19年6月 当社取締役経理・情報システム担当総務部長<br>平成22年6月 当社代表取締役社長<br>平成27年6月 当社代表取締役社長企画担当<br>平成28年6月 当社代表取締役社長<br>現在に至る | 10,000株            |
| 2         | はた だ まさ き<br>畑 田 正 樹<br>(昭和30年3月18日生)  | 昭和52年4月 ㈱第一勧業銀行入行<br>平成14年4月 ㈱みずほコーポレート銀行業務監査部シンガポール監査室室長<br>平成17年4月 当社経理部部長<br>平成22年6月 当社取締役総務担当兼経理部長<br>平成28年6月 当社常務取締役総務担当兼経理部長<br>現在に至る                                                                                   | 一株                 |
| 3         | しろ いし のる<br>城 石 稔<br>(昭和32年8月20日生)     | 昭和57年3月 当社入社<br>平成17年6月 当社みがき帯鋼事業部みがき帯鋼製造部長<br>平成21年6月 当社品質保証部長<br>平成23年1月 当社名古屋支店長<br>平成25年6月 当社取締役企画室長兼品質保証部長兼製造部長<br>平成27年6月 当社取締役品質保証部長兼製造部長<br>平成28年6月 当社取締役製造担当兼品質保証部長<br>現在に至る                                         | 10,000株            |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                             | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                        | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-----------|-------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 4         | よこ くに 横 谷 たに たつ 龍 裕 ひろ 裕<br>(昭和38年4月28日生) | 平成元年3月 当社入社<br>平成20年10月 当社みがき帯鋼事業部販売部長<br>平成22年6月 当社みがき帯鋼販売部長兼企画室部長<br>平成22年11月 当社販売部長兼企画室部長<br>平成27年6月 当社販売部長兼企画室長<br>平成28年6月 当社取締役調達、名古屋支店担当兼<br>企画室長兼販売部長<br>現在に至る | 10,000株            |

(注) 各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役小西政勝氏は本総会終結の時をもって辞任されますので、監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会は同意しております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                        | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                          | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| しん たに きよし<br>新 谷 清<br>(昭和26年5月22日生) | 昭和49年4月 新日本製鐵(株)入社<br>昭和63年11月 同社名古屋製鐵所経理部経理室長<br>平成6年6月 同社財務部部長代理<br>平成9年2月 (株)日鉄ライフ出向<br>平成13年12月 (社)日本監査役協会出向<br>平成17年1月 (社)日本租税研究協会出向<br>平成18年6月 (社)日本租税研究協会事務局長<br>平成28年6月 (公社)日本租税研究協会退職<br>現在に至る | 一株                 |

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 新谷 清氏は、社外取締役候補者であります。選任理由につきましては、事業経営に関して豊富な知識・実績、見識を有し、また、業務執行を行う経営陣から独立した立場にあるところから、候補者としております。
3. 当社は、新谷 清氏が選任された場合には、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
4. 新谷 清氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が選任された場合には、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

## 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

平成28年6月24日開催の第144期定時株主総会において選任いただいた補欠の監査等委員である取締役辰口教彦氏および布施一夫氏の選任の効力は本総会が開始されるまでの間とされており、あらためて補欠の監査等委員である取締役2名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案は、第4号議案「監査等委員である取締役1名選任の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、監査等委員である取締役小林 徹氏の補欠の監査等委員である取締役として辰口教彦氏を、監査等委員である社外取締役新谷 清氏および掛橋幸徳氏の補欠の監査等委員である取締役として沢津橋亨氏の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会は同意しております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)            | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                          | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-----------|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1         | 辰 口 教 彦<br>(昭和19年4月29日生) | 昭和42年4月 ㈱日本勧業銀行入行<br>平成5年4月 ㈱第一勧業銀行上野毛支店長<br>平成8年6月 当社取締役<br>平成15年6月 当社常勤監査役<br>平成20年6月 当社顧問<br>平成21年6月 当社顧問退任<br>現在に至る | 一株                 |
| 2         | 沢 津 橋 亨<br>(昭和30年5月17日生) | 昭和54年4月 ㈱第一勧業銀行入行<br>平成18年3月 ㈱みずほ銀行名古屋支店長<br>平成20年12月 日本土地建物㈱執行役員<br>平成25年10月 同社常務執行役員<br>平成29年1月 同社常勤監査役<br>現在に至る      | 一株                 |

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
2. 沢津橋亨氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。選任理由につきましては、事業経営に関して豊富な経験・実績、見識を有し、また業務執行を行う経営陣から独立した立場にあるところから候補者としております。
3. 辰口教彦氏および沢津橋亨氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当社は各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額といたします。
4. 沢津橋亨氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以 上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

